

平成29年7月26日開催

## 新庄市農業委員会第2回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成29年7月）議事録

1. 開催日時                   平成29年7月26日（水）9時00分
2. 開催場所                   新庄農業基盤管理センター
3. 出席委員（18名）

1番 浅沼 玲子	2番 今田 則雄
3番 丹 茂	4番 星川 吉和
5番 海藤 芳正	6番 笹 行也
7番 鶴巻 浩美	8番 間 真一
9番 須田 雄二	10番 高橋 敏行
11番 齋藤 謙二	12番 清水 哲夫
13番 佐藤 啓右	14番 下山 秀一
15番 星川 豊	16番 三原 康志
18番 指村 貞芳	19番 森 良一
4. 欠席した委員（1名）

17番 佐藤 喜代志

## 5. 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員及び会議書記指名
- 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
- 日程第 5 報告第 2 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について
- 日程第 6 報告第 3 号 農業者年金に関する裁定請求書等の確認について

## 6. 出席した事務局職員

局 長 三浦 重実                      総務主査 鏡 彰広  
主 事 三宅 大輔

## 7. 総会議長

浅沼 玲子

## 8. 会議の概要

### ○議長

ただいまより、平成 29 年度新庄市農業委員会第 2 回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

### ○事務局長

現在の出席委員は 18 名でございます。欠席通告者は、佐藤喜代志委員であります。従いまして、現に在任する委員の出席者数が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第 27 条第 3 項の規定により、本第 2 回総会が成立していることを御宣告申し上げます。では、会長よろしくお願いいたします。

### ○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

### ○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に 6 番の笹行也委員と 11 番齋藤謙二の委員のご両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と三宅大輔君を指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

次に、日程第 2、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番について議案書に基づきご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○16番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番、7月20日調査を実施いたしました。双方に電話確認したところ、事由は詳細のとおり問題ないと判断いたしましたので、よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<質疑なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、議案書に基づきご説明申し上げ

げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

5条の許可申請については以上5件でございます。ご検討の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○19番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄1番について、7月22日に現地調査並びに聞き取り調査を実施し、適正であると認め、許可相当と判断しましたので、よろしく申し上げます。

○議長

それでは、新庄地区の2番について調査報告をお願いいたします。

○19番

新庄地区2番、7月22日に現地調査及び聞き取り調査を実施し、適正であると認め、許可相当と判断いたしましたので、よろしく申し上げます。

○議長

それでは、新庄地区3番について調査報告をお願いします。

○19番

7月22日に現地調査並びに聞き取り調査を実施し、適正であると認め、許可相当と判断しましたので、よろしく申し上げます。

○議長

それでは、新庄地区の4番について調査報告をお願いいたします。

○19番

7月22日に現地調査並びに聞き取り調査を実施し、適正であると認め、許可相当と判断しましたので、よろしく申し上げます。

○議長

それでは、八向地区の1番について調査報告をお願いいたします。

○9番

農地法第5条の規定による許可申請について、7月21日に現地調査をした結果、事由は詳細のとおりであります。今回の申請は規模拡大を図るための申請であります。農地法第5条の許可要件を満たすと判断いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長

はい、どうもご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

ないようですので、それでは、お諮りいたします。議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

それでは、報告案件に入ります。日程第4、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から八向地区1番までの3件について、議案書に基づきましてご報告申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、3件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

日程第5、報告第2号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程します。  
事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第2号地目変更登記に係る法務局からの照会についてご説明申し上げます。全部で7件ございます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

報告案件は以上でございます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第2号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第2号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決承認されました。

○議長

日程第6、報告第3号農業者年金に関する裁定請求書等の確認についてを上程します。  
事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第3号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、1件ご報告申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、1件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第3号農業者年金に関する裁定請求書等の確認について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第3号農業者年金に関する裁定請求書等の確認については、原案の通り可決承認されました。

以上で、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。

これもちまして、新庄市農業委員会第2回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成29年7月26日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 笹 行也

議事録署名委員 齋藤 謙二